

羅臼町内事業所等の採用を応援します！

奨学金返還支援事業

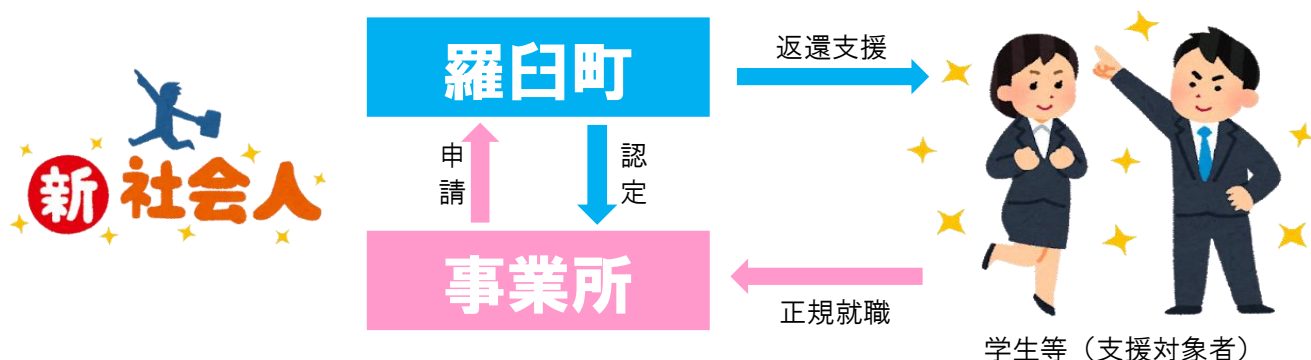
認定事業所募集中

羅臼町では、学生時代に貸与型奨学金を利用した方で、町が認定する事業所等へ正社員又はその他正規採用者として就職し、羅臼町内に居住した場合、奨学金返還相当額を支援いたします。【限度額：年間最大18万円、10年間（最大180万円）】

※2022年度（令和4年度）に新規学校卒業者を採用した場合に限ります。

支援の対象者は、町長が認定する町内の事業所等に就職後、5年以上継続して勤務し、羅臼町に定住する方を対象としています。

新規学校卒業者を採用する予定がある事業所等は是非認定の申請をお願いします。

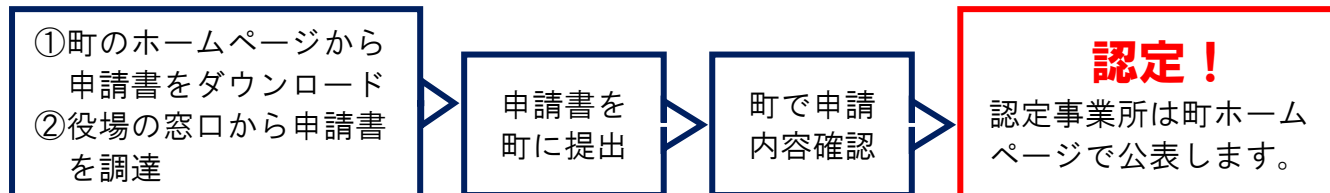


対象事業所は？

羅臼町内に所在する事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有し、町民税の特別徴収義務者である事業所です。尚、羅臼町内に支店や営業所等を有する事業所については、その支店等で採用する場合に限り対象事業所とします。

認定事業所になるには？

本事業の認定事業所になるには申請書の提出が必要です。指定要領をご確認ください。



認定を希望する事業所は10月29日までに申請書を提出してください。

お問い合わせや申請書のダウンロードはこちらから

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

企画振興課

TEL 0153-87-2114 / FAX 0153-87-2916

E-mail kikaku.r@rausu-town.jp

町ホームページ <http://www.rausu-town.jp/>